

判例から学ぶ医療と法 — 第81回

「医療過誤事件の事実認定から見る医療機関の留意点」

東京地裁平成24年9月6日判決

弁護士法人 杜協同法律事務所
 弁護士 田村 幸一

◆事案の概要

患者Aは85歳の女性で、マイコプラズマ肺炎の治療のためにY病院に入院したが、かつて脳梗塞で倒れ、入院時には右膝屈曲拘縮、右股関節内転筋拘縮があった。Y病院の看護師Bが、床ずれ防止のために、左側臥位にあったAの両膝の間にタオルを挟もうとしてAの右膝を持ち上げたところ、Aの右大腿骨骨幹部に骨折が生じた（以下「本件骨折」という）。Aは、その後右大腿切除術を受けたものの、急性呼吸不全になり、さらに心腎不全となって死亡した。

Aの相続人であるXらは、BがAの背中側から右膝だけを持って背中側に強く引張ったため、または右下肢に無理に力を加えて開いたために、本件骨折をさせたとして、Y病院に損害賠償を請求する訴訟を提起した。これに対しY病院は、本件骨折は骨粗鬆症による脆弱性骨折であり、Bは注意してAの膝をわずかに持ち上げただけであるとして責任を否定したが、Xらは、前記の主張を裏付けるものとして、①看護経過記録に「右下肢を開いた時にパキッと音あり」との記載があり、診療録にも「股を開いた時 ポキッと音がし」との記載があること②Y病院のインシデント・アクシデントレポート（以下「本件レポート」という）に、「拘縮が強いに

もかかわらず、無理に力を加えてしまった」との記載があること③BはXらに対し、泣きながら謝罪したり、自分のミスであることを自認しており、その他のY病院関係者も謝罪をしていること、なども主張した。

◆判決の要旨

裁判所は、本件骨折に至った状況を確定することが困難で、本件骨折の態様を検討しても、Xら主張の態様でなければ本件骨折が生じ得ないと認めることはできないとし、診療録などの記載や、BほかY病院関係者の謝罪の点などの事情を考慮しても、BがAに不当に強い力を加えた注意義務違反があるとはいえないと判示して、Xらの請求を棄却した。

その理由のうち、診療録などの記載の点については、「骨の強さに対してそれ以上の力を加えたことで骨折させてしまった」という趣旨でそのような記載がされたとするY病院の主張も不自然ではないとし、BやY病院関係者の謝罪の点については、看護行為により結果として骨折させてしまったことに対する謝罪として一般的なものであって、看護・医学上の過誤責任を法的に認める趣旨ではないとみるのが相当であると判断した。

◆この判決をどう理解するのか

本稿では、前記判決のうち、診療録などの記載と、病院関係者の謝罪の点に照準を合わせたい。医療事故の訴訟において、診療録や看護経過記録などの記載が重要な意味を有することは言うまでもなく、特に、本件の骨折のように通常と異なる事態が発生した場合には、その具体的状況を記録化しておくことが大切である。事態への対応などでその時点で詳細を記載する時間的余裕がないときには、できるだけ記憶が新鮮なうちに追記しておくことを心掛けるべきである。また、そのような事態の場合には、後に誤解を与えることがないように記載の内容にも細心の注意が必要である。本件の診療録や看護経過記録における、右下肢や股を「開いた」との記載は、膝を持ち上げる程度だったとすればいささか不適切なきらいがあり、まして、本件レポート中の「無理に力を加えた」との記載は不適切というほかない（前記の判決理由も苦しい表現になっている）。

病院関係者の謝罪の点について、本判決は「申し訳ありませんでした」と述べた程度の実事しか認定していないので、前記の判決理由は妥当であるが、医療事故の訴訟において、病院側の事故後の謝罪的言動が問題とされる事例が少なくない。本件と同様に法的責任まで認める趣旨ではないと解される言動でも、不測の事態発生に直面して病院側の言動に過敏になっている患者や家族には、違った解釈をされるおそれがあるから、いたずらに紛争を生じさせないようその言動には十分な注意を要する。最善を尽くしたとしても結果として悪い状態となってしまった場合に、結果に対して申し訳ない思いを抱くのは医療従事者としてごく自然ともいえるが、これを患者や家族に伝える際には、そ

れがあくまで道義的なものであって、法的責任を認めたものではないことを明確にし、誤解を招く表現を避ける必要がある。

本件とは離れるが、病院関係者の謝罪と同様に、患者や家族に対して無用な誤解を生じさせてしまう要因として、後医による前医の医療行為に関する不用意な発言があり、これも訴訟においてしばしば問題になるところである。それが適切な指摘ならともかく、明確な根拠もないままに患者らに迎合して軽い気持ちで述べたことが、患者らに重く受け止められていたずらに紛争が生じるとすれば、患者らにとっても医療関係者にとっても不幸なことと言わざるを得ない。

なお、本件で特徴的なことの一つに、本件レポートが訴訟に証拠として提出されていることがある。一般に、インシデント・アクシデントレポートについては、あくまで内部文書であり、患者や家族に対する開示や交付をする義務がなく、訴訟でも文書提出義務がないとされている。本件では、訴訟前に病院側が患者側に任意に交付したものであるが、このレポートが訴訟などの資料となるのであれば、報告しやすい環境が損なわれ、提出自体がちゅうちょされて、ひいては、事例を集積して医療安全を図る目的が阻害されるおそれもあるので、慎重な取り扱いが必要であろう。

◆この判例からどう学ぶか

- ①通常ではない事態が発生した場合には、診療録や看護経過記録などにその状況を特に具体的、詳細に記載し、かつ患者らに誤解を生じさせない表現に留意すべきである。
- ②病院側で患者らに道義的な感情を表す際には、その言動を慎重にすべきであり、そのことを病院関係者に周知しておくことが肝要である。